

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 272.6 ha	<p>中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 1 1 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 3 丁目地内において、箇所番号 1 0 0 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 5 丁目地内において、箇所番号 1 1 7 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 6 丁目地内において、箇所番号 1 2 1 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 3 丁目地内において、箇所番号 1 6 6 を廃止する。</p> <p>宮前区菅生 1 丁目地内において、箇所番号 1 8 6 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 4 丁目地内において、箇所番号 2 9 8 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 7 丁目地内において、箇所番号 3 0 4 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 4 3 9 を廃止する。</p> <p>宮前区水沢 2 丁目地内において、箇所番号 6 0 6 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 6 7 5 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 7 1 9 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 7 4 0 を廃止する。</p> <p>多摩区生田 8 丁目地内において、箇所番号 3 7 を廃止する。</p> <p>多摩区菅馬場 1 丁目地内において、箇所番号 1 7 2 を廃止する。</p> <p>多摩区登戸地内において、箇所番号 3 4 1 を廃止する。</p> <p>多摩区堰 1 丁目地内において、箇所番号 4 5 0 を廃止する。</p> <p>多摩区堰 3 丁目地内において、箇所番号 4 5 1 を廃止する。</p> <p>多摩区堰 2 丁目地内において、箇所番号 4 5 2 を廃止する。</p> <p>多摩区南生田 1 丁目地内において、箇所番号 4 6 6 を廃止する。</p> <p>多摩区生田 7 丁目地内において、箇所番号 5 3 0 を廃止する。</p> <p>多摩区生田 7 丁目地内において、箇所番号 5 3 9 を廃止する。</p> <p>多摩区生田 7 丁目地内において、箇所番号 5 4 0 を廃止する。</p> <p>麻生区岡上地内において、箇所番号 3 2 を廃止する。</p> <p>麻生区上麻生 5 丁目地内において、箇所番号 8 3 を廃止する。</p> <p>麻生区五力田 2 丁目地内において、箇所番号 1 9 7 を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生 1 丁目地内において、箇所番号 2 0 5 を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生 1 丁目地内において、箇所番号 2 0 6 を廃止する。</p> <p>麻生区白鳥 1 丁目地内において、箇所番号 2 2 6 を廃止する。</p> <p>麻生区白鳥 1 丁目地内において、箇所番号 2 2 7 を廃止する。</p> <p>麻生区高石 3 丁目地内において、箇所番号 2 3 8 を廃止する。</p> <p>幸区南加瀬 2 丁目地内において、箇所番号 1 0 を縮小する。</p> <p>高津区久地 4 丁目地内において、箇所番号 8 8 を縮小する。</p> <p>宮前区土橋 7 丁目地内において、箇所番号 3 0 6 を縮小する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 3 2 6 を縮小する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 4 1 4 を縮小する。</p>

面積	備考
約 272.6 ha	<p>宮前区野川地内において、箇所番号438を縮小する。 多摩区登戸地内において、箇所番号339を縮小する。 多摩区堰3丁目地内において、箇所番号453を縮小する。 麻生区片平4丁目地内において、箇所番号54を縮小する。 麻生区片平5丁目地内において、箇所番号64を縮小する。 麻生区黒川地内において、箇所番号187を縮小する。 麻生区千代ヶ丘8丁目地内において、箇所番号265を縮小する。 麻生区王禅寺西8丁目地内において、箇所番号425を縮小する。 幸区南加瀬2丁目地内において、箇所番号5を拡大する。 中原区井田杉山町地内において、箇所番号42を拡大する。 高津区宇奈根地内において、箇所番号2を拡大する。 高津区上作延地内において、箇所番号54を拡大する。 高津区末長1丁目地内において、箇所番号195を拡大する。 高津区末長1丁目地内において、箇所番号202を拡大する。 高津区上作延地内において、箇所番号388を拡大する。 宮前区犬蔵1丁目地内において、箇所番号96を拡大する。 宮前区菅生5丁目地内において、箇所番号226を拡大する。 宮前区平4丁目地内において、箇所番号259を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号392を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号396を拡大する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号513を拡大する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号569を拡大する。 宮前区鷺沼1丁目地内において、箇所番号688を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号718を拡大する。 多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号132を拡大する。 多摩区菅馬場2丁目地内において、箇所番号174を拡大する。 多摩区堰3丁目地内において、箇所番号204を拡大する。 多摩区中野島2丁目地内において、箇所番号287を拡大する。 多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号304を拡大する。 多摩区東生田4丁目地内において、箇所番号358を拡大する。 多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号458を拡大する。 多摩区菅稲田堤2丁目地内において、箇所番号490を拡大する。 多摩区生田1丁目地内において、箇所番号559を拡大する。 多摩区生田1丁目地内において、箇所番号560を拡大する。 多摩区堰2丁目地内において、箇所番号574を拡大する。 麻生区王禅寺東5丁目地内において、箇所番号17を拡大する。 麻生区五力田3丁目地内において、箇所番号202を拡大する。 麻生区高石6丁目地内において、箇所番号247を拡大する。 幸区南加瀬2丁目地内において、箇所番号14を追加する。</p>

面積	備考
約 272.6 ha	<p>高津区久末地内において、箇所番号408を追加する。</p> <p>高津区蟹ヶ谷地内において、箇所番号409を追加する。</p> <p>高津区末長1丁目地内において、箇所番号410を追加する。</p> <p>宮前区有馬3丁目地内において、箇所番号803を追加する。</p> <p>多摩区长尾2丁目地内において、箇所番号585を追加する。</p> <p>多摩区生田3丁目地内において、箇所番号586を追加する。</p> <p>多摩区长尾1丁目地内において、箇所番号587を追加する。</p> <p>多摩区菅稲田堤3丁目地内において、箇所番号588を追加する。</p> <p>麻生区五力田2丁目地内において、箇所番号453を追加する。</p> <p>麻生区片平4丁目地内において、箇所番号454を追加する。</p> <p>麻生区東百合丘4丁目地内において、箇所番号455を追加する。</p> <p>多摩区登戸地内において、箇所番号501の位置、区域及び面積を変更する。</p>
	合計箇所 1,740

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加、拡大及び変更をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公道として公共施設の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。